

全ての面にまで及ぶという慣行もあります。そのため、部下に対する叱責等が「バワハラ」になり得る土壌は常にあるともいえ、うつ病等の疾病の原因が上司からの懲罰的叱責が理由だとして、賠償を求められる事案も少なからずあります。

他方で、間違いをした部下に注意や叱責をすることは、職務の円滑な進行のために、一定限度で許容されたいえます。「バワハラ」をおそれて上司の指導監督が行き届かなくなってしまうと、業務能率が低下したり職場環境が悪化したりすることにもなります。

「バワハラ」になるかどうかは、要は、社会通念と常識に照らし合わせながら判断するしかありませんが、最後に、前記した厚生労働省のワーキンググループが報告した職場のバワハラスメントの予防と解決のための方便の取組として推奨しているものを挙げておきます。

- (予防)
- トップのメッセージ (組織のトップがバワハラを職場からなくすことを明確に示す)
 - ルールを決める (就業規則等に関係規定を設ける、方針やガイドラインを作成する)
 - 実態を把握する (アンケート)
 - 教育する (研修)
 - 周知する (方針や取組の周知・啓発)
 - (解決)
 - 相談や解決の場を設置する (内外に相談窓口を設ける、対応責任者を定める)
 - 再発を防止する (再発防止研修)

伴 義 聖 (弁護士)

松 丸 多 (市川市)

地方財政のヒミツ

小西砂千夫／著 定価2,200円 (税込)

月刊「地方財務」の好評連載に大幅加筆して刊行する本書は、初任者でもわかりやすく理解できることを特に意図した地方財政制度の入門書。

ミクロ (自治体側) の視点から解説をスタート。そこから地方財政計画などのマクロの動きが個々の自治体の財政運営にどのように影響するのかが表したところから他の類書との違いがあります。

新版 自治体職員が知っておきたい危機管理術

リスクマネジメント完成へのステップアップ

大塚義男／著 定価2,700円 (税込)

危機が発生した時、あなたは具体的な指示、濡れのない指示を出せますか？

経験豊富な著者のノウハウ満載、実践的なリスクマネジメントについて解説。

災害対策からコンプライアンス、クレーム対応、マスコミ対応など豊富な内容から、自治体職員が意識しておおくべき危機管理について解説した1冊。

近所の書店または郵で注文してください

株式会社ぎょうせい

〒136-8575 東京都江東区新木場1丁目18-11 (Web) <http://gyosei.jp> [オープンラン版東]

TEL: 0120-953-431 (平日9時～17時)

FAX: 0120-953-495 [24時間受付]

自治一般

行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件 (三鷹市)

市政情報の非公開決定処分の取消しを求めた訴訟において、理由付記の要件を欠くとして非公開決定処分を取り消した一審判決が維持され、市の控訴が棄却された事例

東京高裁 平成24年8月29日判決
行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件 (市政情報非公開決定の取消請求部分)
平成24年(行コ)第180号
棄却・確定
原簿東京地裁平成24年3月22日判決・平成22年(行ウ)第626号(後掲)

《参照法条》

三鷹市情報公開条例 (昭和62年三鷹市条例第28号) 6条4項・8条

《当事者》

控訴人 市長 三鷹市 子
被控訴人 行政 三鷹市長 子
訴訟代理人弁護士 訴訟代理人弁護士 勝 志 雄 郎 宗 平 一 郎 治 忍

指定代理人

被控訴人 株式会社 三鷹市 子
代表者代表取締役 内 野 平 田 口 部 野 富 山
訴訟代理人弁護士 内 野 平 田 口 部 野 富 山

本件は、被控訴人 (原告) が、処分行政庁 (三鷹市長) に対し、三鷹市情報公開条例 (昭和62年三鷹市条例第28号。以下「本件条例」という。) に基づき、耐震性調査に関する資料の公開の請求をしたところ、処分行政庁から、全部を公開しない旨の市政情報非公開決定 (以下「本件決定」という。) を受けたため、本件決定が違法であると主張して、その取消しを求めている事案である。

《前提事実》

- 1 被控訴人は、処分行政庁に対し、本件条例5条に基づき、市政情報の公開の請求 (以下「本件公開請求」という。) をした。
- 2 処分行政庁は、本件公開請求について、公開することができない理由を「本件条例8条1項1号、3号、4号ア及びエに該当」(以下「本件付記理由」という。) として、市政情報非公開決定 (本件決定) をして被控訴人に通知した。
- 3 本件条例6条4項は、実施機関は、市政情報の公開をしない旨の決定をするときは、通知書にその理由を記載しなければならない旨規定している。

《原判決の概要》

原判決は、非公開決定の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非公開決定の理由を開示請求者に知らせることによつて

原 要
《事案の概要》

て、その不服申立てに便宜を与えないという理由付記制度の趣旨に鑑みれば、非公開決定の通知書に付記すべき理由としては、開示請求者において、本件条例8条1項各号所定の非公開事由のどれに該当するかをその根拠として、公開の根拠規定を示すだけでは、当該市政情報の種類、性質等とあいまいな開示請求者がそれらを当然に知り得る場合を別として、本件条例6条4項の要求する理由付記として十分ではないといわなければならないとした上、本件付記理由は本件条例6条4項の定める理由付記の要件を欠くとして、本件決定を取り消した。

《裁判所の判断》

1 裁判所は、原判決の理由を引用した上、さらに、以下のとおり述べ、原判決と同様に、本件決定には、本件条例6条4項に定める理由付記を欠く違法があり、これは本件決定の取消事由に当たると判断した。

(1) 本件条例8条1項各号に定める非公開情報のうち、本件決定に係る通知書に記載されたもの(同項1号、3号、4号ア、エ)以外のもを列挙すると、個人に関する情報の一部(同項2号)、控訴人の機内国等の機内国等の間の意思形成過程における情報の一部(同項4号イ)、控訴人の合議制機関等の会議に係る情報の一部(同号ウ)、市の職員の人事に関する情報の一部(同号オ)、公開により公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれのある情報(同号カ)の5類型となる。本件各情が上記5類型のいずれにも該当しないことは明らかである。すなわち、本件決定に係る通知書には、本件条例に定める非公開情報の類型が、これに該当しないことが明らかとなるを、すべて列挙されているのである。

(2) 処分行政庁は、本件決定に係る通知書には、このように多くの非公開情報の類型を挙げたにもかかわらず、異議申立棄却決定に係る通知書には、本件条例8条1項3号の類型のみを挙げることとなり、本件訴訟では、再び、本件決定に係る通知書に挙げた非公開情報の類型をすべて主張するに至っており、なお、当審で陳述した最後の準

備書面には、同項各号該当性については改めて別の準備書面をもって主張する旨の記載がある。

このように、非公開事由に関する控訴人の主張は、必ずしも首尾一貫しておらず、現時点でもなおその整理を待つ段階にある。そうであれば、処分行政庁において、本件処分の時点で、いかなる点において、本件条例8条1項各号のいずれに該当するかを慎重に吟味した結果として、上記通知書に付記されたこととの判断をしたものとは認め難い。

(3) 本件決定における理由付記の在り方には、非公開決定の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するという制度の趣旨にもそぐわない面がある。

2 裁判所は、以上のとおり判断し、被控訴人の請求は認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当であるから、控訴は理由がないとして控訴を棄却した。

【主 文】

本件控訴を棄却する。

控訴費用は控訴人の負担とする。

【事実及び理由】

第3 当該裁判所の判断
1 争点①(本件決定に理由付記を欠く違法があるか)について
本件の整理経過に鑑み、まず、争点②について判断する。

当裁判所も、本件決定には、本件条例6条4項に定める理由付記を欠く違法があり、これは本件決定の取消事由に当たると判断する。その理由は、次のように補正するほかは、原判決の事実及び理由の第3の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決19頁22行目の「いかなければならない」の次に「(最高裁平成4年判決参照)」を加える。
(2) 原判決24頁4行目の「本件条例8条1項4号ア」を「本件条例8条1項4号エ」に改める。
(3) 原判決24頁6行目の次に改行して次のように加える。

「(3) なお、本件条例8条1項各号に定める非公開情報のうち、本件決定に係る通知書に記載されたもの(同項1号、3号、4号ア、エ)以外のものを列挙すると、個人に関する情報の一部(同項2号)、控訴人の機内国等の間の意思形成過程における情報の一部(同項4号イ)、控訴人の合議制機関等の会議に係る情報の一部

(同号ウ)、市の職員の人事に関する情報の一部(同号オ)、公開により公共の安全と秩序の維持に著しい支障が生ずるおそれのある情報(同号カ)の5類型となる。本件各情が上記5類型のいずれにも該当しないことは明らかである。すなわち、本件決定に係る通知書には、本件条例に定める非公開情報の類型が、これに該当しないことが明らかとなるを、すべて列挙されているのである。

そして、処分行政庁は、本件決定に係る通知書には、このように多くの非公開情報の類型を挙げたにもかかわらず、本件異議申立棄却決定に係る通知書には、本件条例8条1項3号の類型のみを挙げることとなり、本件訴訟では、再び、本件決定に係る通知書に挙げた非公開情報の類型をすべて主張するに至っており、なお、当審で陳述した最後の準備書面にも同項各号該当性については改めて別の準備書面をもって主張する旨の記載がある。

このように、本件各情の非公開事由に関する控訴人の主張は、必ずしも首尾一貫しておらず、現時点でもなおその整理を待つ段階にある。そうであれば、処分行政庁において、本件処分の時点で、いかなる点において、本件条例8条1項各号のいずれに該当するかを慎重に吟味した結果として、上記通知書に付記されたこととの判断をしたものとは認め難い。

本件決定における理由付記の在り方には、非公開決定の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するという制度の趣旨にもそぐわない面がある。

(4) 原判決24頁7行目の「(3)」を「(4)」に、同項の「8条2項」を「6条4項」に、それぞれ改める。
(5) 原判決24頁9行目の「(4)」を「(5)」に、同項の「前記第2の3(2)(被告の主張の要旨)①～③」を「前記第2の3(2)(控訴人の主張の要旨)ア～エ」に、14行目の「(③)」を「(4)」に、それぞれ改める。

(6) 原判決24頁14行目の「そもそも」の次に次のように加える。

「本件条例は、市政情報の公開請求を受けた実施機関に対し、公開するかどうかの決定(1項)、その書面による通知(3項)、非公開決定を通知する書面への理由の記載(4項)を義務付け、その決定ないし通知の時期も厳格に定めているのであるから(1項ないし3項)、非公開決定の理由の告知は、当該決定を通知する時点で、通知書への記載という方法によってしておくべきものであるし、」

(7) 原判決24頁17行目の「審査請求」についての記載を「異議申立て」についての決定」に改める。

(8) 原判決24頁19行目から20行目にわたっての「(最高裁昭和43年(行ツ)第61号同47年12月5日第三小法廷判決・民集26巻10号1795頁参照)」を次のように改める。
「最高裁昭和47年判決参照。なお、控訴人は、控訴人

の上記主張は、同判決にいう「取極の治癒」を説くものではないとも主張する。しかしながら、既に述べたとおり、本件条例によれば、非公開決定の理由の告知は、決定の通知の時点で、通知書への記載という方法によってすべきものであるから、本件処分に係る通知書に記載された理由が不十分であるれば、本件処分は、その通知の時点で瑕疵を帯びることとなる。控訴人の主張は、その後、本件異議申立棄却決定に係る通知書の記載を考慮した事後的な判断として、本件処分に瑕疵がないとする余地を説くものと解され、その実質は、上記判決にいう「取極の治癒」を説くものにほかならない。そのような用語法の問題をひとまずおくとともに、既に述べた本件条例の趣旨や、最高裁昭和47年判決の趣旨と照らせば、控訴人の上記主張を採用する余地はない。」

(9) 原判決24頁23行目の「(3)」を「(4)」に、25頁10行目の「(①、②)」を「(7)」に、それぞれ改める。

(10) 原判決25頁11行目の次に改行して次のように加える。

「なお、控訴人は、最高裁平成4年判決や最高裁昭和47年判決が本件に適切でないとして主張すること(4)、確かに、同判決には本件と事実を異にする側面もあり、同判決の判例としての拘束力が本件に及ぶものではない。とはいへ、最高裁平成4年判決の判断に係る東京府条例には、それに基づき情報公開制度や理由付記制度の趣旨等において本件条例に共通する点があり、最高裁昭和47年判決の判断に係る旧法人税法には、それに基づく更正処分の理由付記制度の趣旨等において本件条例に共通する側面があるのであって、本件条例に関する本件争点②について判断するに際し、上記のような共通点を踏まえて、上記各判決の趣旨とを参照することは、何ら不当なものではない。なお、最高裁昭和47年判決の趣旨とを踏まえて、取消請求に係る処分について行財政上の不服申立てを経由したかどうか、経由した不服申立てが審査請求、異議申立てのいずれであるか(取消請求に係る処分をした機関とこれに対する不服申立てについて判断した機関とが一致するかどうか)とかの点について事実の相違があるからといって、上記各判決の趣旨とを参照することが不当となるものでもない。」

2 そうすると、被控訴人の請求は認容すべきであり、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

(裁判長裁判官 春日通良 裁判官 金子直史 佐藤美穂)

《参考》 東京地裁平成24年3月22日判決(平成22年(行ウ)第626号)

【主 文】

1 処分行政庁が平成21年6月30日付けで原告に対してした市政情報非公開決定処分を取り消す。

2 訴訟費用は被告の負担とする。

【事案及び理由】

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記前提事実並びに上記掲記の証拠及び争論の全趣旨によれば、次の事実を認めることができる。

(1) 国土交通省は、平成17年11月に発覚した耐震強度偽装事件を契機として、平成18年2月、都道府県建築主事部員に対し、「構造計算書偽装物件に係る違反是正等について(技術的助言)」として、特定行政庁が構造計算書偽装物件に係る違反是正等の手順(特に、建築確認時の構造計算書において偽装が発見された物件については、特定行政庁により所有者等に対して違反是正指導を行うとともに、違反是正に係る報告書徴取を求めるほか、特定行政庁が耐震性の判断や違反是正計画の適法性の判断を行うに当たっては、建築協会の設置された是正支援委員会の助言を受けられるとされている。乙6の通知(以下、この通知を「本件通知」という。乙6の2)、これをそのホームページで公開し、さらに、同年5月には、都道府県建築行政担当部長に対し、「違法行為若しくはその疑義に関する情報を把握した場合の初動対応と公表のあり方について(技術的助言)」と題する通知(乙2)を発出した。

他方、建築協会は、平成18年2月、構造計算書が偽装された建築された建築物について、当該建築物の適切な違反是正の発端に資することを目的として、当該建築物が所在する特定行政庁の要請に基づき、下記の違反是正計画の支援を行う旨を公表した。

記

① 提出された違反是正方針の妥当性に関する助言

その具体的方法としては、建築協会の設置した是正支援委員会が、提出された違反是正方針に基づき、耐震性の判断、違反是正の可能性及びその方法について助言を行うものとされている。

② 所有者等が作成して特定行政庁に提出した違反是正計画の妥当性の判定(乙2、6の1～3)

(2) 本件建物(乙1)は、平成19年4月13日に新築された建物(種類 老人ホーム、構造 鉄筋コンクリート造2階建て、下り付付8階建て、延床面積2万9456.73㎡であるが、その具体的な主要用途は共同住宅(介護付きシニアケア専用向けマンション。178戸)であって、入居者用の運動施設(ジム、プール)、医療施設(クリニック)及び娯楽施設(シアター・ルーム、露天風呂、カラオケルーム)のほか、入居者以外の者も利用することができ、飲食店等の設置も予定された大規模複合施設である。本件建物は、その新築後、平成19年7月2日付けでA社(変更前の商号 A'株式会社)を所有者とする所有権保存登記が経由され、平成22年5月10日、同日付け売買を原因とし、所有者を株式会社Bとする所有権移転登記

記が経由された。

なお、本件建物には、平成20年11月1日以降、入居者がいない状態である。(甲2、7、乙5)

(3) 株式会社C(なお、その代表取締役は原告の代表取締役と同一であった)は、A社から、本件建物等を承継する旨の一連の契約を締結するなどしたと主張して、平成20年3月7日、東京都及び三鷹市に対し、「『A'社所有D』建物構造耐力に関する疑義について」と題する書面(甲7)を提出した。

なお、上記書面には、株式会社Cらが、A社から入手した本件建物の竣工図書に基き専門家に依頼して本件建物の構造計算を行うなどしたところ、本件建物には建築確認申請時の構造計算書と竣工図書中の構造図との相違や保有水平耐力比の最小値の不足等の問題がある旨が具体的に記載されている。(甲7)

(4) これに対し、D馬事公苑に関しては、東京都が、平成20年3月28日、A社に対し、建築基準法12条5項に基づき報告を求めるなどし、その結果、同年11月12日、その耐震性に問題がある旨を①物件概要、②経緯、③耐震性の調査結果(この点については、不整合の具体的な内容を記載した「D馬事公苑に関する建築確認図と建築物の現況との不整合等に関する事実関係」と題する文書が参考資料として添付されている。)及び④東京都の判断と対応を具体的に明らかにしてホームページで公表した。(甲8、10)

(5) 他方、本件建物に関しては、三鷹市長は、平成20年3月5日、国土交通省から、本件建物の耐震性に疑義があるとの情報の提供があったことから、本件建物に対する調査を開始し、その耐震性検証作業を行うため、同年5月28日、A社に対し、建築基準法12条5項に基づき、構造計算書の再計算による検証とその報告を求めるなどし、(甲9)、次のとおり本件各文書を取得した。

(7) 三鷹市長は、A社から、竣工した本件建物の現状を反映させるため、本件建物の竣工図を基に作成した本件建物の確定図(本件文書1)の提供を受けた。

(8) 三鷹市長は、A社から提供を受けた本件建物の建築確認図書及び本件文書1を基に、①本件建物の建築確認図書を構成する各図面間若しくは各項目間又は②建築確認図書と本件文書1との間において、不整合がありと思われる箇所を三鷹市職員において整理し取りまとめた(この取りまとめた資料が本件文書2である)。

(9) 三鷹市長は、上記耐震性検証作業に当たり、建築協会の助言を受けて、A社は、再計算者であるE社に6回にわたって耐震性再計算を行わせて構造計算書(本件文書3)を作成した。三鷹市長は、A社から、上記構造計算書3)を作成した。三鷹市長は、A社から、上記構造計算書3)を作成した。

なお、三鷹市長は、平成20年5月28日、A社に対し、本件建物の構造計算に關し、本件建物の竣工図及び竣工図並びに現況に基づく原設計者以外の第三者による再計

算結果の報告を求めたが、その際、上記再検証結果の妥当性については、三鷹市長の判断に先立ち、建築協会に設置された委員会(是正支援委員会)に諮問する予定である旨を告知した。(甲9)。

イ 三鷹市長は、上記7のとおり取得した書類を資料とし、また、構造計算書の適法性の判断について建築協会の助言を受けて耐震性検証作業を行った結果、本件建物の構造耐力は建築基準法20条に定める基準に適合していると判断し、平成21年3月30日、上記耐震性検証作業により本件建物の適法性(構造安全性)が確認されたとし、その旨をホームページ上に公開した。(以上につき、甲2、9、乙3)

(6) A社は、三鷹市情報公開審査会に対し、平成22年2月19日、要旨下記の理由から本件各文書の開示に反対する旨の意見書(乙5)を提出した。

記

本件各文書は、本件建物につき、平成20年5月28日付けで三鷹市長の建築基準法12条5項に基づく再計算と報告の要請に応じてA社が提出したものであり、我が国固有の設備である建物の仕様に関する情報も多く含まれることから、これが公となつて有料老人ホームに関する業務を営む競合他社に知れわたることになれば、A社及びA社から将来本件建物の所有権承継や運営を受託する事業者にとって、不利益が極めて大きい。既に耐震性検証を完了し、その結果耐震性不足でないことが明らかにされた建物については、営業上の秘密保持の必要性を無視してその資料を公開すべきではなく、第三者がその資料を入手し、公開することは、今後本件建物に居住することになる入居者にも無用の不安を与えるおそれがある。(乙5)

(7) 被告は、平成21年7月29日、東京弁護士会から、弁護士23条の2に基づき照会として、本件建物の耐震性調査の結果につき、本件建物の構造計算に関する建築協会の意見書の開示等を求める照会を受けたことかから、建築協会に対し、意見を求めたところ、同年8月7日、建築協会から、要旨下記の通りの回答を受けた。同日、同年9月25日、東京弁護士会に対し、「建築協会の意見書の開示については、特定行政庁が建築協会に要請したことに對する意見書であり、本件文書1項4号ア(協力関係情報)に該当し、市との協力関係が著しく損なわれるおそれがあるものとして、開示することとはできない」旨回答した。

記

建築協会の意見書の写しを提出することは、次の理由から拒否する。

すなわち、① 建築協会の出した意見書は被告の依頼に基づいて是正支援委員会が被告に提出したものであるが、② 意見書は被告が判断するに当たっての助言又は支援であつて法的に判断する権限は被告にあり、意見書はその参考資料にすぎず、また、被告が法的判断をする

に当たっての正式な鑑定等を依頼されて建築協会が提出したものではなく、③ 弁護士会の求めに対して建築協会の意見書を提出することは、是正支援委員会の活動で想定しているものではなく、建築協会の今後の活動に支援を求ると考えるからである。(乙12～14)

イ なお、上記7の建築協会の意見書は、上記(1)、(5)及び(7)の各事実を総合すれば、建築協会に設置された是正支援委員会が、A社が提出した本件建物の構造計算の再計算結果(本件文書3)の妥当性について三鷹市長から諮問を受け、本件建物の耐震性の判断及び違反是正の可能性等を検討した結果を記載したものであると推定することができる。

2 争点②(本件決定に理由付記の違法があるか否か)について
所論に資み、まず争点②(本件決定に理由付記の違法があるか否か)について検討する。

(1) 本件条例6条4項は、実施機関は、非公決決定をするときは、通知書にその理由を記載しなければならない旨を規定している。一般に、法令が行政処分により付与すべきものとしていいる場合に、どの程度の記載をすべきかは、処分の性質と理由付記を命じた法令の趣旨・性質に照らしてこれを決定すべきである(最高裁判所36年(第847号)同36年5月31日第二小法廷判決・民衆17巻4号617頁)。本件条例が上記のように非公決決定の通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、本件条例に基づき市政情報の公開制度が、何人にも市政情報の公開を求める権利を保障することを、趣旨とするものであつて、実施機関においては、市政情報の公開を求める権利が適正に保障されるように本件条例を解釈し、運用するよう努めなければならないものとしていこと(本件条例1条、3条参照)に鑑み、非公決決定の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制することにも、非公決決定の理由を明示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものといふべきである。このような理由付記制度の趣旨に鑑みれば、非公決決定の通知書に付記すべき理由としては、明示請求者において、本件条例8条1項各号所定の非公決事由のどれに該当するかをその根拠ともにして知り得るものでなければならず、単に非公決の根拠規定を示すだけでは、当該市政情報の種類、性質等とあいまって明示請求者がそれらを当然に知り得る場合は別として、本件条例6条4項の要求する理由付記としては十分ではないといわなければならない。

(2) 以上の見地に立つて本件についてみると、前提事実によれば、本件決定に係る通知書は、公開することのできない市政情報と本件各文書と特定し、公開することができない理由として本件各文書8条1項1号、3号、4号及び乙5に該当する旨のみを記載している(以下、この理由記載を「本件付記理由」という)から、上記

各規定ごとに検討する。

ア 本件条例8条1項1号について

(7) 本件条例第8条1項1号は「法令の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報」を非公開情報とするものであり、ここでいう「明らかに公開することができないと認められる情報」は、法令の規定、その趣旨、目的からみて、公開することは、法令の定め、その趣旨、目的からみて、公開することができないと明らかに判断され得る情報であると解されるが（乙15の40頁参照）、同号所定の事由は抽象的であるといわざるを得ないところ、非公開決定の理由として、いかなる法令の規定、趣旨、目的からみて、公開することができないと明らかに判断され得る情報であるかという点の記載さえもなく、単に同号に該当する旨の記載があるだけでは、開示請求者において、非公開決定の理由がいかなる根拠により同号所定の事由に該当するのを知ることが困難であるのが通例であると考えられる。

(4) これを本件についてみると、前提事実によれば、本件公開請求において請求をする市政情報の内容は、別紙1文書目録記載のとおり、本件建築物の耐震性調査に関する資料であって、①不整合箇所をまとめた確定図面、②不整合箇所数とまとめた書面および③再計算を行った構造計算書（検討段階のものを含む。）と特定されているが、これらの本件各文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっでは、いかなる根拠により本件各条例第8条1項1号所定の事由に該当するとして本件決定がされたのか（殊に、被告主張のような建築基準法第93条の2及び建築基準法施行規則第114条の4第1項の趣旨により本件各条例第8条1項1号所定の事由に該当するとして、原告において知ることを得ない。）

イ 本件条例8条1項3号

(7) 本件条例第8条1項3号は、同号本文において、「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を著しく害する」とを非公開情報とすることを要し、また「⑦『事業』とは、営利を目的とする活動」であると定義している。このようにして、同号本文の「正当な利益を著しく害する」とは、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を著しく害することを指すものと認められるもの」とは、被告作成の情報公開制度の手引(乙15)においても、⑤「生産活動等に関する情報や技術上のノウハウ等に関する情

16 判例自治377号

報、⑥ 販売、営業活動の内容、計画等に関する情報、
⑦ 他販売、営業等の秘密に関する情報、⑧ 経営状態、
資産内容、負債内容等に関する情報その他信用に関する
情報といったものが例示列举されている上、公開請求に
係る情報がこれらに該当するかどうかは、当該情報のみ
ではなく、事業者の性格、規模、事業活動における当該
情報の位置付け等にも十分配慮しつつ慎重に判断する必
要があるとされている（乙15・43～44頁参照）。

これらの点に鑑みると、同号所定の事由は複数の要件で構成されるものであって、個々の要件自体も抽象的であり、規範的判断をも伴うものであるといわざるを得ないから、非公開決定の理由として同号に該当する旨の記載があるだけでは、開示請求者において、非公開決定の理由がいかなる根拠により同号本文所定の事由に該当し、かつ、いかなる根拠により同号ただし書所定の情報に該当しないのかを知ることとは困難であるのが通例であると考えられる。

(4) これを本件についてみると、この点、被告は、本件各情報が本件条例第8条1項3号に該当する情報として、「本件文書1及び本件文書2に記録された情報」として、「本件文書1及び本件文書2に記録された情報は、統計者の専門技能や創業者工夫等が盛り込まれていて著作権の対象となるものである」と主張している。また、被告は、本件文書3に記録された情報は、本件建物の建物の仕様のものが包括的に含まれたものである」と主張している。

確かに、本件公開請求の対象である本件各文書は、前記7(4)で説明したとおり、本件建物の耐震性調査に関する資料であって、①不整合箇所をまとめた確定図面、②不整合箇所数をまとめた書面及び③再計算を行った構造計算書（毎時段階のものを含む。）と特定されていたが、本件各文書に記載された本件各情報に本件建物の具体的な構造・仕様等が含まれることやこれが本件建物を新築したA社に就する情報に当たり得ることは、原告において当然に想定することができたといえる。

しかしながら、原告において本件各情報がA社に関する情報であって本件建物の具体的構造・仕様等を含むものであることを当然に想定することができたとしても、⑤ そのことから、本件建物の具体的構造・仕様等を公衆に開示することにより、どのような観点からみてA社の競争上又は事業活動上の地位その他正当な利益を著しく害するのかは、必ずしも明らかであるとはいえない。⑥ 他方、本件各情報が本件建物の耐震性調査に関するものであることからすれば、A社が新築した本件建物の耐震性に問題があるとして本件条例8条1項3号所定の事由（上記⑦⑧～⑩）に該当すると判断する余地もあり得るところ。前記で認定したとおり、三鷹市長が、本件建物に対する調査として耐震性検証作業を行い、その結果本件建物の適法性（構造安全性）が確認された旨をホームページ上に公開したことを考慮しても、いかなる根拠をもって当該事由に該当しないと判断されたのかは、原告において想定可能な上記事柄から当然に推知す

16 判例自治377号

ることができないものではない。

そうであるとするれば、上記のような本件各情報の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によっては、いかなる根拠により本件本文所定の事由に該当し、かつ、いかなる根拠により同号本文所定の責めに該当し、かつ、いかなる根拠により同号本文に該当の情報に該当しないとして本件決定がされたのか（素に、被告の上記主張に乘る根拠により同号本文に該当し、同号A及びBに該当しないこと）を、原告において知ることはできないものといわざるを得ない。

ウ 本件条例8条1項4号ア

(7) 本件条例第8条1項4号アは、「市と国等との間ににおける協議、依頼、委任等により実施機関が作成し、又は取得した情報であつて、公開することにより、市と国等との協力関係が著しく損なわれるおそれのあるもの」を非公開情報としますが、被告作成の情報公開制度の手引(乙15)においても、同号所定の事由として、①事業計画、事業の実施・調整等に関する情報のうち、国等の協力関係を確保するため、非公開とするもの、②国等から公開しない旨の依頼のあるもの又は非公開の取り決めのもの、③国等から提供を受けた情報のうち、国等との協力関係を確保するため、特に非公開とする必要があるもの、④国等からの依頼、委任等による調査等で、当該契約等の条項の中にも、国等の承認なしに公にしてはならない旨の条件があるもの、⑤国等の指示があるもの、⑥国等の事務に関する情報を公にしないもの、⑦全国国等において統一的に公表を要するもの等が例示列挙されている(乙15・46頁)。

これらの点に鑑みると、同号A所定の事由は抽象的であり、協力関係の相手方も特定されておらず、規範的判斷をも伴うものであるといわざるを得ないから、非公開決定の理由として同号Aに該当する旨の記載があるだけでは、開示請求者において、非公開決定の理由がいかなる根拠により同号A所定の事由に該当するのを知ることには困難であるのが通例であると考えられる。

(4) これを本件についてみると、前記A4)で説示したとおり特定された本件各文書の種類、性質等を考慮しても、本件付記理由によつては、いかなる根拠により本件各文書が被告主張の如く三鷹市が取得したものか（案に、被告主張の如く三鷹市が取得したものか）と三鷹市と建設協会の協議、依頼により三鷹市が取得したものか、これを公開することにより、三鷹市と建設協会の協力関係が著しく損なわれること）を、原告においにて知ることではできないものといわざるを得ない。

工 本件條例8条1項4号工

(7) 本件条例8条1項4号エは「工事等の起工

16 判例自治377号

行政文書不開示決定処分取消請求控訴事件

査又は検査の計画その他実施機関が行う事務事業に関する情報であつて、公開することにより、当該事務事業の目的が害し損ねられるおそれのあるもの、特定のものの不当な利益又は不利益が生じよう損ねられるおそれのあるに係当当事者間の信頼関係が害し損ねられるおそれのあるものその他当該事務事業又は将来の同種の事務事業の公正又は適正な執行が著しく妨げられるおそれのあるもの」をそれぞれ非公開情報とするものであり、このような規定の文言に鑑みれば、同号エ所定の事由が複数の事由を定めるものであつても抽象的であり、規範的判断をも伴うものであることは明らかであるから、非公開決定の理由として同号エに該当する旨の記載があるだけでは、開示請求者において、非公開決定の理由がいかなる根拠によつて同号エ所定のどの事由に該当するのかを知らなければならないと考へられる。

(4) これを本件についてみると、前記アについて示したとおり特定された本件各文書の種類、性質等を考慮しても、本件付配理由によっては、いかなる根拠により本件条例第8条1項4号ア所定のこと事由に該当するとして本件決定がされたのかを、原告において知ることができないといわねばならない。

(3) 以上によれば、本件付記理由は、本件条例8条2項の定める理由付記の要件を欠くものというほかない。

(4) これに対し、被告は、前記第2の3(2)（被告の主張の要旨）①～③のとおり主張する。

しかしながら、このうち、本件では、三鷹市長が、原告の不服申立てに基づき、三鷹市情報公開審査会の答申を受け、これに準拠して具体的な理由を付して異議申立を棄却したことから、本件決定に理由付記の違法があるとはいえない旨を指摘する点(①)については、そもそも、本件条例第8条2項が非公開決定の通知書に理由付記を命じた規定の趣旨が前記のとおりであることからすれば、本件条例第8条2項に違反した非公開決定の瑕疵は、後日これに対する審査請求についての裁決において、当該非公開決定の具体的根拠が明らかにされたとしても、それにより具現されるものではないと解すべきである。第61号問(行ツ)第61号問(47年12月5日)第三審(最裁昭和43年)

小法廷判決・民集26巻10号1795頁参照）から、その前提が欠いており、採用することができない。また、原告が本件決定に対する異議申立てにおいて本件決定の違法性を反論しており、本件決定の理由を了知していることを指摘する点 ③ については、⑦ そもそも、本件条例第8条第2項が非公判決定の通知書に理由付記を命じた規定の趣旨が情記(1)の非公判であることからすれば、これに記載することを要する非公判理由の程度は、原則として、相手方の知、不知にかかわりがないといふべきであ

る（最高裁昭和45年（行ツ）第36号同40年4月25日第一小法廷判決・民集28巻3号405頁参照）し、仮にこの点を置くとしても、④ 本件異議申立てに係る異議申立書を

判例自治377号 17

16 判例自治377号

(甲5)によれば、本件異議申立てにおける非公開情報に該当する原告の主張は、要するに、本件決定の理由が明らかでないことと、本件決定の理由として指摘された各規定所定の非公開情報に該当しないこととするものに基づき、本件決定の違法性として、前記イで指摘した被告主張に係る具体的根拠に対して個別の・具体的な反論を当然に示したと認められ、原告が本件決定の理由を当然に知したといえ、その前提を欠くから採用することができない。その他本件決定第8条が非公開情報を整理して具体的に規定しているなどとして主張する点(①、②)についても、上記(イ)・(ロ)で示したところと照らし、採用することができない。

3 非公開情報の該当性

以上で示したところによれば、本件決定は、理由付記の要件を欠いた違法な処分であり、取消しを免れないものというべきであるが、所論に鑑み、更に被告主張に係る非公開情報の該当性についても、弁論終結時における当事者双方の主張立証を基に検討する。

(1) 法令秘情報(本件決定第8条1項1号)の該当性
被告は、本件各情報(被告決定第93条の2及び建築基準法施行規則11条の4第1項の趣旨)からすれば、法令秘情報(本件決定第8条1項1号)に該当する旨主張する。

しかし、① 建築基準法第93条の2は、特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分並びに建築基準法第12条1項及び3項の規定による報告に関する書類のうち、当該処分若しくは報告に係る建築物若しくは建築物の敷地の所有者、管理者若しくは占有者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないものとして国土交通省令で定めるものについては、閲覧の請求があつた場合、これを閲覧せしめなければならない旨を規定し、② 建築基準法施行規則11条の4は、上記国土交通省令で定めるものとして、建築計画概要書、築造計画概要書、定期調査報告概要書、定期検査報告概要書、処分概要書、全体計画概要書、指定道路図及び指定道路図書を規定しているが、これは、周辺住民等の協力によって建築基準法令に違反する建築物の建築を未然に防止することなどを目的とし、その目的との関係で、建築基準法令による処分に関する書類のうち一定の範囲のものに限って閲覧の権利を保障したものにすぎず、情報公開条例により上記の範囲を超える情報の公開をすることまでを禁止したものと解することはできない。

したがって、建築基準法第93条の2及び建築基準法第11条の4第1項の規定の存在及びそれらの規定の趣旨をもつて、本件各情報が「法令の定めるところにより、明らかに公開することができないと認められる情報」に該当するに公開することができず、被告の上記主張を採用することはできない。

(2) 法人等情報(本件決定第8条1項3号)の該当性
7 本件決定第8条1項3号の解釈

(7) 本件決定第8条1項3号本文は、実施機関は、「法人等に関する情報であつて、公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を著しく害するおそれがあるもの(法人等情報)が記録されている市政情報については、市政情報の公開をしないこと」が規定されている。一方、本件決定第3条1項は、実施機関は、市政情報の公開を求め、権利が適正に保障されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならぬ旨規定するとともに、同条2項において、個人に関する情報については、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られなくなり、又は識別され得るものと認められるものをのみ、公にすることが正当であると認められるものをいふ限りは公にしない旨規定している。

これらの規定の趣旨に照らせば、本件決定第8条1項3号本文所定の法人等情報に該当するためには、それが法人等に関する情報である以上、個人に関する情報とは異なり、単に「一般に他人に知られなくない」と望むことが正当である」と認められるものであるというだけでは足りず、本件決定第8条1項3号本文にいう「公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を著しく害する」と認められるもの」であることが必要とされているのであるから、ここでいう「公開することにより、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を著しく害する」と認められるもの」の地位に該当するといふためには、当該情報が開示されることによって当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を著しく害されることが客観的に明らかでなければならないと解される。

(4) また、本件決定第8条1項3号ただし書は、法人等情報であつても、①事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体及び健康を保護するために、公開することが公益上必要である情報(同条ア)、②違法若しくは不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の生活を保護するために、公開することが公益上必要であると認められる情報(同条イ)に該当する情報、非公開情報から除外する旨を規定しているところ、これは、当該法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益を保護するために法人等情報を原則として非公開情報としつつも、人の生命、身体、健康又は生活の保護という行政機関の基本的な責務との調整を図る趣旨であると解される。

そうすると、本件決定第8条1項3号ア又はイにいう「公開することが公益上必要であると認められる」というためには、事業活動による人の生命等に対する危害又は違法若しくは不当な事業活動による人の生活に対する支障が現実には発生しているか、将来これらの危害又は支障が発生する蓋然性が高く、かつ、法人等情報を公開することによってこれら危害又は支障が除去される蓋然

性がある場合であつて、法人等情報を非公開とすることにより害されるおそれのある人の生命、身体、健康又は生活の保護の必要性と、これを公開することにより害されるおそれのある法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益の保護の必要性とを比較衡量して、前者が後者に優越することが必要であると解するのが相当である。

イ 本件各情報について

(7) 以上の解釈を踏まえて本件各情報を検討するに、被告は、⑦ 本件決定第1及び本件決定第2に記録された情報は、設計者の専門技能や創意工夫等が盛り込まれていて著作物の対象となること、⑧ 本件決定第3に記録された情報は、本件建築物の建築の仕様に係るものが包括的に含まれたものであること、⑨ A社が本件各情報の公開に該当していること、⑩ A社が本件各情報等情報に該当する旨主張する。

この点、一般に意匠設計図や構造設計図等の設計図書に著作権の目的として保護される著作物に該当するものが含まれていることは否定し難いものの、そもそも原告が本件公開請求で公開を求めている市政情報は、前記2(イ)で示したとおり、本件建築物の耐震性調査に関する資料であつて、①不整合箇所をまとめた確定図面、②計算書(後附図表)をまとめた書面及び③再計算を行った構造計算書(後附図表)を含む④に限定されており、その趣旨は本件建築物の耐震性調査に関する資料の公開にあることとすると、このうち上記①は本件建築物の耐震性調査で利用した設計図と現況建物との不整合箇所のみが明らかになるもの、上記②はその箇所数のみが明らかになるもの、上記③は構造計算の再計算結果のみが明らかになるものであれば足りると解される。

そうであるとして、たとえ本件各情報を記録した本件各文書が被告主張のとおり本件建築物の設計図書を基に作成されたものであつても、上記のとおり限定された本件公開請求に係る市政情報部分(本件各文書)が設計図書と同様に著作物に該当するかどうかは必ずしも明らかではなく、むしろ上記②や上記③のように本件公開請求に係る市政情報部分(本件各文書)と設計図書中の著作物に該当する部分とを容易に、かつ、公開請求の趣旨を損なわない程度に合理的に分隔できる可能性もあるかどうかについては、本件決定第8条2項の適用の有無を含めて個別具体的に検討が必要であるといわざるを得ない。

(4) そして、仮に本件各情報が法人等情報に該当するとしても、本件各情報が本件建築物の耐震性調査に関する資料であることからすれば、本件決定第8条1項3号ア又はイの適用の有無を検討する必要がある。

この点、前記1の認定事実によれば、① D馬事公苑については、東京都が、その耐震性調査を実施し、その結果としての当該建築物の耐震強度を不整合の具体的な内容

を含めてホームページで公開しているところ、② 本件建築物については、株式会社Cが、A社から入手したその竣工図書を基に専門家に依頼して構造計算を行うなどして、建築確認申請時の構造計算書と竣工図書中の構造図との齟齬や保水平耐力比の最小値の不足等を具体的に指摘していたものの、三鷹市長においては、本件建築物の耐震性検証作業を実施しながら、単に耐震性検証作業により本件建築物の適法性(構造安全性)が確認された旨をホームページ上に公開することとまでしていることが認められ、これらの事情も併せて考慮すれば、⑦ 三鷹市長が本件建築物の適法性(構造安全性)を確認したことを公表したことのみをもって、事業活動による人の生命等に対する危害又は違法若しくは不当な事業活動による人の生活に対する支障が現実には発生しているか、将来これらの危害又は支障が発生する蓋然性が高く、かつ、本件各情報等を公開することによってこれらの危害又は支障が除去される蓋然性がある場合に該当しないことが明らかであるといふことはできない、⑧ 本件各情報を非公開とすることにより害されるおそれのある人の生命、身体、健康又は生活の保護の必要性と、これを公開することにより害されるおそれのある法人等の競争上又は事業活動上の地位その他の正当な利益の保護の必要性とを比較衡量して、後者が前者に優越するかどうか(すなわち、本件各情報を利益考査の結果非公開とすべきかどうか)も一見して明らかであるといふことはできない。

(4) 以上によれば、本件各情報を法人等情報として非公開とすべきかどうかについては、被告主張の諸事情から必ずしも明らかであるとはいえず、なお慎重な検討が必要であるといわざるを得ない。

(3) 協力関係情報(本件決定第8条1項4号ア)の該当性

被告は、本件決定第3に記録された情報は、三鷹市長が特定行政庁として本件建築物の耐震性検証作業を行うに当たり、国土交通省が発出した通知(乙2)に基づき、三鷹市と公共的団体である建築協会との協議、依頼により、三鷹市が取得したものであるところ、建築協会が自ら提出した意見書の公開に明確に反対しているから、協力関係情報(本件決定第8条1項4号ア)に該当する旨主張する。

しかしながら、① 前掲事実及び前記1の認定事実によれば、本件決定第3は、A社が、再計算者であるE社に6回にわたり耐震性再計算を行わせて作成させ、三鷹市長に提出した構造計算書であり、建築協会は、三鷹市長がA社に対して建築基準法第12条5項に基づき構造計算の再計算による検証とその報告を求めるに当たり、三鷹市長に対して上記耐震性再計算に関する助言をしたにすぎないものと推認することができるところ、そうであるとして、本件決定第3は、三鷹市と公共的団体である建築協会との間における協議、依頼、委任等により三鷹市長が取得したものであるといふことはできない。また、この点を置くとし

でも、② 被告の主張によっても、本件文書3の記載内容から、保有水平耐力の検討方法等に係る建防協会の助言内容を積み取ることができるにすぎないというのであるから、このような助言内容は、建防協会（具体的に、建防協会の設置した最正支援委員会）が自ら建物の耐震性等を判定したもの等とは異なり、保有水平耐力の検討方法等という客観的な事項を内容とするものにとどまると考えられることに鑑みると、このような助言内容をもって前記1(ウ)のとおり建防協会が弁護士会照会に対する写しの提出を拒否した建防協会の意見書と同視することはできず、しかも、前記1(ロ)の認定事実によれば、建防協会が特定行政庁の要請に基づいて違反是正計画の支辨を行うことは一般に公表されており、本件全証拠によっても、建防協会が本件文書3の公開を拒否していることと認め、建防協会が記録された情報を公開することにより、三本件文書3に記録された情報はなにもその件を考慮すると、本件文書3に記載された情報が公開することにより、三魔市と建防協会の協力関係が著しく損なわれるおそれのあるということもできない。

したがって、本件文書3に記録された情報が本件条例8条1項4号アに該当するとはいえず、被告の上記主張を採用することはできない。

当性

(4) 事業執行情報（本件条例8条1項4号エ）の設

被告は、本件各情報が、いずれもA社や建防協会のいずれもこれに反対しているから、このような状況下でこれらを公開すると、三鷹市と協力要請に応じたA社や建防協会との信頼関係を失墜させることが明らかであり、今後の見込まれる同種の調査事業について、必要となる者の協力を得ることを著しく困難にするとして、事業執行情報（本件条令第1項4号エ）に該当する旨主張する。

しかしながら、まずA社との関係についてみると、前記1の認定事実及び証拠(乙2、6の2)によれば、①違法行為又は違法行為の疑義に関する情報の提供を受けた特定行政庁は、建築基準法12条5項に基づく所有者等に対する報告徴取、同条6項に基づく建築物の立入検査等により違反事実の把握に務め、違反事実が確認された場合には、是正指導を行い、指導を促さない場合も、建築基準法9条に基づいて是正命令を発令するにとどまり、同法9条の3に基づく関係機関への通知をしなればならぬとされしており(乙2の1(1)、(2))、②建築確認時の構造計算書において偽装が発見された物件については、特定行政庁が、所有者等に対して違反是正指導を行うとともに、同法12条5項に基づき、違反是正に係る報告徴収を求め、限界耐力計算等により安全性の検証をした構造計算書が提出された場合には、提出された構造計算書について、特定行政庁が構造計算書の適法性の判断を行い、必要に応じて、建築基準法令の規定に適合を受けることができない。)建築基準法令の規定に適合を受けることができない。)建築基準法令の規定に適合を受けることができない。)建築基準法令の規定に適合を受けることができない。)

用がある市政情報につき実施機関の公開義務（本件条
5条1項）を免除するものになきない」と解されるから、
本件各情報が本件建物の耐震性の判断する基礎資料であ
ることに照らすと、処分行政庁の裁量により本件各情
報の公開をすることの当否をも併せて検討すべきであ
る。

4 結語

よって、前記2において説示したとおり、原告の請求は理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

菅野昌史 高橋 裕 裁判官 川神 裕 裁判官 林 史高 裁判官 菅野昌史 裁判官

(別紙2)

本件条例の定め

I 趣旨 (1条)

この条例は、何人にも市政情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義 (2条)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2号 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で記録されたものをいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いているものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3号 市政情報の公開 実施機関が次章に定めるところにより、市政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

3 実施機関の責務 (3 参)

1項 実施機関は、市政情

正に保障されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、市政情報の適切な管理体制の整備及び検索体制の確立に努めなければならない。

2項 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られなくなり、又は知り得ることが正当であると認められるものをみだりに公にすることをいふように最大限の配慮をしなければならない。

4.4 公開請求(5条1項)

何人も、実施機関に対して、市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

用がある市政情報につき実施機関の公開義務（本件条
5条1項）を免除するものになきない」と解されるから、
本件各情報が本件建物の耐震性の判断する基礎資料であ
ることに照らすと、処分行政庁の裁量により本件各情
報の公開をすることの当否をも併せて検討すべきであ
る。

4 結語

よって、前記2において説示したとおり、原告の請求は理由があるから認容することとし、訴訟費用の負担については行政事件訴訟法7条、民事訴訟法61条を適用して、主文のとおり判決する。

菅野昌史 高橋 裕 裁判官 川神 裕 裁判官 林 史高 裁判官 菅野昌史 裁判官

(別紙2)

本件条例の定め

I 趣旨 (1 条)

この条例は、何人にも市政情報の公開を求める権利を保障するとともに、情報公開の総合的推進に関し必要な事項を定めるものとする。

2 定義 (2条)

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1号 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

2号 市政情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によって認識することができない方式で記録されたものをいう。以下同じ。）であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。

3号 市政情報の公開 実施機関が次章に定めるところにより、市政情報を閲覧若しくは視聴に供し、又はその写しを交付することをいう。

3 実施機関の責務(3条)

1項 実施機関は、市政情

正に保障されるようにこの条例を解釈し、運用するとともに、市政情報の適切な管理体制の整備及び検索体制の確立に努めなければならない。

2項 実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るもののうち、一般に他人に知られなくなり、又は公に望むことが正当であると認められるものをみだりに公にすることのないように最大限の配慮をしなければならない。

4.4 公開請求(5条1項)

何人も、実施機関に対して、市政情報の公開の請求（以下「公開請求」という。）をすることができる。

